

「税理士法」さらなる改正に向けての提言

日本税理士会連合会 殿
会長 森 金次郎



平成15年6月9日
平成15年税理士
全国会長
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-10
電話 03-3354-4162

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、まことにありがとうございます。
さて、平成13年の税理士法改正につきましては、あるべき税理士制度構築に向かって一步前進した
という意味において歓迎すべき項目もありますが、一方で、未だに不十分であると思われる部分も多く
残されています。

当連盟は、先の改正税理士法の検証を行うと同時に、次期の税理士法改正に向かって検討を開始いたしました。

貴会においても、さらなる税理士法改正のための検討を行っていること存じますが、現時点における当連盟の考え方を示すことにより、貴会の会務運営に反映していただきたく、意見書を提出すること
といたしました。

よろしくご査収下さいますようお願ひいたします。

1 税理士の使命

法第1条中の「独立した公正な立場において、」を「納税者の代理人の立場において、」と変更する。

現行税理士法第1条は、昭和55年の税理士法改正により全文改正されている。
旧法の「税理士の職責」という条文見出しあり、「税理士の使命」と変更され、税務に関する専門家として、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが「税理士の使命」であることが明確になった。とりわけ、国会審議の過程で、政府原案にはなかつた「申告納税制度の理念にそつて、」という文言が挿入されたことにより、税理士制度が申告納税制度を支える重要な職業制度であることが法律上明確になったことの意義は大きい。
もとより、税理士は納税者の委嘱に基づいて代理人として税理士業務を行うのであり(法第2条)、このことは、今般の法改正において、法第2条の2(補佐人制度)が創設されたことからみても明らかである。

しかし、現行法は「独立した公正な立場において、」と規定しており、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない公正な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしていく。

そこで、税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを、より一層明確にするために、税理士法第1条を改正して、「納税者の代理人の立場において、」と明記すべきである。

2 資格制度に関する規定

①税理士の資格

法第3条第1項第3号及び第4号を削除する。

弁護士及び公認会計士は、それぞれの職業法に基づき、税理士と異なった使命を持ち、その資格認定

の目的や資質の検証基準も異なっている。したがって、弁護士又は公認会計士であっても、税理士資格を得るために必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を受けなければならない。

したがって、法第3条第1項第3号及び第4号において、弁護士及び公認会計士に対して無条件で税理士資格を付与することとしている現行制度は廃止するべきである。

なお、弁護士は法律一般について高度な学識を有していること、また、公認会計士は会計学について高度な学識を有していると認められることから、弁護士に対しては「税法学に属する科目」、公認会計士に対しては「会計学に属する科目」を免除する旨の規定を設けることには合理性が認められる。特に、公認会計士については、公認会計士法の改正により公認会計士資格の取得が容易になることが懸念されるため、早急にこの改正を実現させなければならない。

②税理士試験の在り方見直し

税理士の法律家としての職責を踏まえ、税法以外の法律科目も試験科目に加えることとする。
暗記や計算スピードを重視した現在の試験方法を改める。

税理士には納税者の租税法上の権利を擁護する使命があること、納税義務発生の起因となる事実等に対する法的判断能力の必要性、さらに補佐人として司法の場で職務を行うことが求められていること等に鑑み、税理士の法律家としての職責を踏まえ、憲法・民法・商法・訴訟手続法及び税理士法等を試験科目に加えるべきである。

また、試験方法については、条文等の暗記により回答が可能となるものではなく、またパソコン等の普及を考えれば計算スピードが要求されるようないくつかの試験を行いう意味ではなく、事例に対する法的判断能力を検証する内容とともに、試験科目の増大に配慮し一次試験と二次試験とに分け一次試験を短答式にする等の方法も考慮すべきである。

③税理士試験の一部免除

法第8条第1項第8号・第9号・第10号を廃止する。
新たに、弁護士に対しては「税法学に属する科目」を免除する旨の規定を設ける。

本来税理士資格の取得は、税理士試験合格者のみとし一部免除を認めるべきではないが、過去の経緯を考慮すれば一時に全ての免除を廃止することは困難であることも理解できる。しかし、税務官公署勤務経験者に対する免除については、職務経験の内容と免除科目との整合性が保たれる範囲に限定されなければならない。

したがって、職務経験と免除科目との関係が認められない規定となっている、法第8条第1項第8号・第9号・第10号は廃止すべきである。
とりわけ、第10号による「会計学に属する科目」の免除については、指定研修の修了をもつて会計学に関する学識を認めようとする規定であるが、指定研修は本来単なる職員研修であり、これを資格取得の国家試験と同等に扱うことは公平性・透明性の観点からも不合理である。
また、弁護士については法第3条第1項第3号の廃止を前提とし、新たに、「税法学に属する科目」を免除することとする。

なお、公認会計士については、公認会計士法改正の整備関連により改正された法第8条第1項第3号（公認会計士試験に合格した者に対して「会計学に属する科目」を免除する規定）の範囲を拡大すべきではなく、「税法学に属する科目」の一部免除は認められない。

④登録時修習制度

法第3条を改正し、税理士の資格を付与する要件としての登録時修習制度を新設する。
現行法における2か年の実務経験要件は廃止する。

現行法は、税理士試験合格者及び試験免除者に対し、いわゆる実務経験として、租税又は会計に関する事務に2年以上従事することを要求している。しかし、この実務経験があるとしても、納税者の権利擁護のための基本的な知識が十分あるとは言い難い。

そこで、この実務経験要件に代えて、登録時修習制度を創設することが望ましいと考える。
修習期間については、司法修習（1年6ヶ月）及び改正後の公認会計士試験制度による実務補習（2か年）との均衡を考慮すべきである。

⑤税理士証票更新時の義務的研修

税理士証票更新制度を創設するとともに、更新時の義務的研修を実施することとする。

本来税理士は、自己の責任において能力の維持向上を図り、法律の改正や納税者のニーズの多様化に対応できるよう努力すべきである。

しかしながら、税理士業務の社会・公共的重要性に鑑み、自らの努力を怠る者を排除する意味において、また、税理士業務が税理士の独占業務とされている中で、税理士制度の社会的信頼性を確保するために、税理士証票更新時の義務的研修を実施することは有意義であると思料する。

⑥通知弁護士制度

法第51条を削除する。

(法3条が改正されない場合であっても、通知弁護士制度は廃止されなければならない)

税理士業務は、税理士に対する無償独占業務であるとされており、税理士となる資格を有する者が税理士登録をした場合に限り税理士業務を行うことができるものである。また、税理士は税理士会に入会しなければならないこととされている。

通知弁護士及び通知弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、税理士法上の一一定の規定の適用について税理士とみなされることになつてはいるが、税理士会による指導・連絡・監督に服することができないため、品位保持及び資質確保の観点から問題があるうえ、税理士会の行う税務援助事業等に参加することもない。

したがつて、税理士登録制度及び強制入会制度の例外規定である通知弁護士制度は廃止すべきである。

3自治権に関する規定

①日本税理士会連合会の機構

法第49条の13第4項を「税理士及び税理士会は、当然、日本税理士連合会の会員となる。」と改める

現行法上、日本税理士会連合会の会員は税理士会とされており、税理士は会員とはなっていない。一方で、日本税理士会連合会の目的は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務と規定されている(法第49条の13第2項)うえ、税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を遵守すべきことが規定されている(法第39条)。

以上のとおり、日本税理士会連合会の機関決定が税理士に重大な影響を及ぼすことになるのであるから、税理士は、間接的構成員としてではなく、名称を「日本税理士連合会」と変更した上でその会員となり機関決定に直接関与できる組織に改めるべきである。

②総会決議取消

法第49条の17を削除する。

税理士が、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場」(法第1条)において職務を遂行するためには、自由職業人の団体である税理士会は、自主性・独立性を持つべきであり、制度上、税務官公署と対等な立場が確保されなければならない。

したがつて、財務大臣による税理士会または日本税理士会連合会の総会決議取消の規定は廃止すべきである。

③業務の制限及び斡旋の禁止

法第42条を改正し、離職後1年間及び離職前1年間の期間を相当期間伸長する。
税務官公署職員が退職した後ににおける税理士業務の委嘱契約を斡旋することを禁止する規定を新設する。

業務の制限(法第42条)は、税務官公署職員であった税理士が、在職時に自己の関与していた事案

について一定期間税理士業務を行うことを禁止した規定であり、在職中の地位を利用して税理士業務を行うことを防止し、税理士制度の信頼性を確保するために設けられているものである。現行の1年間では、国民の信頼を得る税理士制度の確立の観点からは短すぎると考えられるので、少なくとも3年間程度に伸長すべきである。

また、税務官署職員が、他の職員の退職後における税理士業務の委嘱契約を斡旋する慣例については、税務行政及び税理士制度の信頼性を確保する観点から廃止されなければならないが、当局が相変わらずこの慣例を改めないのであれば、税理士法を改正してこのような行為を禁止すべきである。

④選択的強制入会制への移行及び税理士会の支部設置義務の自由化

法第49条を改正し、同一地域内に複数の税理士会を設立することができることとする。
法第49条の3を改正し、税理士会の支部は税務署の管轄区域に拘わらずに、税理士会が自主的に設置できることとする。
法第49条の6を改正し、税理士は入会する税理士会を選択できることとする。

現行法は、「税理士は、国税局の管轄地域ごとに、一つの税理士会を設立しなければならない」（法第49条）と規定すると同時に、「税理士は、登録を受けた時に、当然、その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域内に設立された税理士会の会員となる」（法第49条の6）と規定していることから、税理士は、入会する税理士会を選択することができず、事務所の所在地の区域内に設立されている税理士会に入会しなければならないこととなっている。

規制改革推進政策の本旨は、業務独占資格者であっても公正有効な競争を通じて、提供するサービスの質を確保することにある。この方針に基づき、個々の税理士に対する報酬の自由化及び広告の自由化等が進められているが、税理士会及び支部においては、区域ごとに一つの設立しか認めでないため、税理士会及び支部の会務運営については競争原理が動かない仕組みとなっている。

また、国税局の管轄地域ごとに原則として一税理士会の設立しか認めないこと、及び、税務署の管轄地域ごとに支部を設置しなければならないこととする現行規定は、行政の便宜のみを考慮した仕組みであり、税理士会の自主性が尊重されていない。

したがって、現行の強制入会制を緩やかに改めることとし、当面は、税理士がその区域に複数設立されている税理士会の中から入会する税理士会を選択するようになるとが望ましい。

⑤懲戒に関する規定

法第45条及び法第46条を改正し、税理士に対する懲戒権を税理士会及び日本税理士連合会に委ねることとする。

税理士が、法第1条にいう「税務に関する専門家として、独立した公正な立場」において職務を遂行するためには、その身分についても、税務行政府からの独立が確保されなければならない。したがって、税理士に対する懲戒権は、財務大臣ではなく自治団体としての税理士会及び日本税理士連合会が持つべきである。

ただし、懲戒に関する適正手続は法律により明確に規定されなければならない。

4 税理士業務に関する規定

①補佐人制度

法第2条の2を改正し、税理士は本人訴訟についても裁判所において補佐人となるようにする。

現行法は、「弁護士である訴訟代理人とともに」という条件が付いているため、納税者が本人訴訟を提起した場合には、税理士は単独で補佐人となることはできない。

税務訴訟においては、訴訟物の価額が少額であることも多く、また経済的な理由から弁護士に委嘱できないため本人訴訟をせざるを得ない事例も考えられる。

したがって、税理士は訴訟手続法等についての研鑽を行った上で、本人訴訟についても納税者の権利を擁護するための職務を担うべきである。

なお、ゆくゆくは、ドイツの立法例に倣い、税理士は税務訴訟における訴訟代理権を持つべきである。

②税務援助事業の在り方見直し

税理士会則に基づく税務援助事業については、税理士会の自主性を尊重した上で実施しなければならないこととする。

現行の税務援助事業は、「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」(法第49条の2第2項第9号)を税理士会の会則に絶対的記載をしなければならないこととされていることを根拠に実施されている。

しかし、実際には、法定税務援助対象者以外の納税者に対する規定が法的に整備されなければならないことを果たしており、しかも、その事業の遂行にあたっては予算面等において税務官公署が主導的役割を果たしているのが現状である。

税理士会は、税理士制度の維持発展のために税務援助事業を実施するのであるから、自主性を持つた独自施策として行わなければならず、税務行政の援助行為であるとの誤認を受けるような手法は改めるべきである。

5代理権に関する規定

税理士法上の代理権に関する規定の整備も重要な課題ではあるが、その前提として、税理士が代理権を行使する対象となる納税者の権利に関する規定が法的に整備されなければならない。当連盟としては、この観点から、「国税通則法に関する要望書」を公表しているところである。

①税理士に対する調査の通知及び理由開示

法第34条を改正し、「税務官公署の当該職員は、申告書を提出した納税者に対して、当該申告書に係る租税に關し、その帳簿書類を調査する場合において、税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、調査を行う日の14日前までに、当該税理士に対してその調査の日時場所を通知するとともに、当該調査の目的及び理由を事前に開示しなければならない」ととする。

適正な税務行政手続を確保するために、国税通則法において、下記のとおり、税務調査の事前通知に関する規定を置くべきである。とりわけ、調査に際して税理士を代理人として選任できる旨の教示に関する規定は重要である。

国税庁、国税局、税務署又は税理官の当該職員は、納付すべき税額の確定に関する調査等のための所得税法第234条第1項の規定その他の政令で定める国税に関する法律の規定による質問又は検査をしようとする場合には、質問又は検査をする日の14日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を税務調査通知書により通知しなければならない。

1. 相手方の氏名及び住所又は居所
2. 当該職員の氏名及び管轄する官署
3. 調査を必要とする主たる理由
4. 質問又は検査の根拠となる法令の条項
5. 質問をする事項又は検査をする物件
6. 質問又は検査をする日時及び場所
7. 次項に規定する変更の申出に関する事項
8. 調査に際し、税理士又は税理士法人を税務代理人として、選任できる旨
9. その他財務省令で定める事項

その上で、税理士法第34条を改正し、税務代理権のある税理士があるときは、納税者に対する事前通知とともに税理士に対する事前通知を強制すべきである。

②意見聴取

法第35条第2項を改正し、税理士が税務代理権限証書を提出している場合には、更正前に当該税理士に対して意見を述べる機会を与えることとする。
法第35条第4項は削除する。

現行法上の「更正前の意見聴取」(法第35条第2項)は、法第33条の2の書面を添付した場合に限って行われることとなつている。

しかし、税理士制度の本旨にそつて、税理士代理権限を受けた税理士があるときは添付書面の有無に開わず意見聴取を行うこととすべきである。

また、現行法第35条第4項は、同条第1項から3項に規定による措置の有無は、これらの規定に規定する処分、更正又は不服申立てについての決定または裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない旨を定めている。このような規定が存置されることは、税務官公署職員が意見聴取をすべきである場合であつても意見聴取をしないことが許容されるとの解釈を生じさせることに繋がり、不合理であるので削除すべきである。

6 補助税理士に関する規定

規則第8条第1項第2号の口を削除し、「補助税理士」という登録区分を廃止する。

規則第16条を改正し、補助税理士が署名押印する場合の付記事項を廃止する。

法第40条を改正すると同時に規則第18条を廃止し、事務所を設けてはならぬ者は税理士法人の社員に限定することとする。

改正税理士法は、法第2条第3項を新設し、税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者として税理士の業務に従事することを妨げないことをとした。

この規定の創設により、税理士が納税者の委嘱を受けない場合であつても、納税者から直接委嘱を受けた税理士又は税理士法人の補助者として、「税務代理」、「税務書類の作成」、「税務相談」及び「税理士業務に付隨して行う会計業務」の業務に従事することが可能となり、旧法の不備を是正した合理的な規定であるといえる。

しかし、規則第8条において、「補助税理士」を、「他の税理士又は税理士法人の補助者として常時法第2条第2項に規定する業務に従事する者」と定義し、当該税理士を「補助税理士」として登録させることとしたうえ、法第40条及び規則第18条により、「補助税理士」として登録した者は事務所を設けてはならないこととしたため、「補助税理士」が税理士業務の委嘱を受けることを阻害する結果を招いている。

また、「常時」という文言の解釈が曖昧であることから、いわゆる勤務税理士が、僅かであつても納税者から直接委嘱を受ける可能性があるような場合には、開業税理士として登録せざるを得ないということとなり、改正法の趣旨に適う運用がなされているとは言い難い状況となつてている。

ところで、税理士法は、税理士法人の社員に対しては競業禁止規定を置いているが（法第48条の14）、社員税理士以外の税理士に対しては競業禁止規定を適用させないこととしている。もとより、事務所における被用者の職務専念義務等に係るルールは、税理士法が規定すべきことではなく、各事務所における雇用契約において定めるべきことであろう。

したがつて、「補助税理士」として登録した者は事務所を設けてはならぬとする現行規定は、明らかに行き過ぎであると考える。

以上のことから、「補助税理士」という登録区分は廃止することとし、税理士は誰でも、他の税理士又は税理士法人の補助者として税理士の業務を行い得ることとすべきである。

なお、税理士が法第2条第3項に規定する業務を行ふ場合、どの税理士又は税理士法人の補助者であるかが登録事項によつて確認できることによる不都合があるならば、当該他の税理士又は税理士法人から、補助者として税理士の業務を行わせる旨の書面を交付させる等の方法により解決できると思われる。

以上